

# 森林環境税は どのように 納税するの？

森林環境税は、県民税均等割に加算して納めていただきます。

## 個人

(県内に住所、家屋敷等を有する方)  
税率：年額 1,000 円

(ただし、前年の合計所得が125万円以下で、平成17年1月1日現在において65歳以上であった方については、平成18年度は300円、平成19年度は600円、平成20年度以後は1,000円となります。)

※前年の合計所得が一定の金額以下等により、県民税均等割が非課税の方には課税されません。

## 法人

(県内に事務所等を有する法人等)  
税率：年額 法人県民税均等割額の10%相当額

資本金等の額	年税額
50億円超	80,000円
10億円超～50億円以下	54,000円
1億円超～10億円以下	13,000円
1千万円超～1億円以下	5,000円
上記以外の法人等	2,000円

# 森林を健全な状態で 次世代に引き継ぐために



## 森林文化のくに・ふくしま県民憲章

「森林づくり」の目標や理念をわかりやすく表すために平成17年11月20日に制定しました。

(本文)

わたしたちは、

- 1 森林を敬い、あらゆるいのちを尊びます。
- 2 森林にふれあい、心豊かに生きます。
- 3 森林の恵みに感謝し、活かします。
- 4 森林を守り育て、未来につなぎます。

### 森林環境税に関するお問い合わせ先

#### 税の仕組みについて

##### 福島県総務部課税収税グループ

〒960-8670 福島市杉妻町2-16  
電話 024-521-7068・7069  
ホームページ <http://www.pref.fukushima.jp/zeimu/>  
E-mail kazei\_shuuzei@pref.fukushima.jp

#### 税の使いみちについて

##### 福島県農林水産部森林計画グループ

〒960-8670 福島市杉妻町2-16  
電話 024-521-7422  
ホームページ [http://www.pref.fukushima.jp/forest\\_c/](http://www.pref.fukushima.jp/forest_c/)  
E-mail shinrinkeikaku@pref.fukushima.jp

## 平成18年4月1日から森林環境税スタート

福島県の森林は県土の約70%を占め、豊かな自然環境と良好な生活環境を生み出しています。この豊かな森林を県民共有の財産として保全し、健全な状態で次世代に引き継ぐため、森林環境税を導入し、「県民一人一人が参画する新たな森林づくり」に取り組んでいます。



## 森林には どのような 働きがあるの？

森林には私たちの暮らしを支えてくれるたくさんの働きがあります。

### 例えば

- **土砂流出や災害の防止の働き**  
樹木の根や地表を覆う落ち葉や下草により降雨などによる土砂の流出や崩壊を防ぎます
- **水源のかん養の働き**  
雨水を貯留することにより、洪水や濁水を緩和し、その過程で水を浄化します
- **多様な動植物の生息の場の働き**  
多種多様な動植物に生息の場を提供します
- **再生産可能な資源、木材の供給の働き**  
製品を製造するときに必要なエネルギーがとて少ない資源である木材を生産します
- **二酸化炭素の吸収固定の働き**  
大気中の二酸化炭素を吸収し、幹や根などに貯蔵して地球温暖化を防止します



## 森林環境税を 使って何を しているの？

水源地域の森林や里山の整備、ボランティア活動への支援など、森林を守り育てる取組みに使っています。

森林環境税の導入をきっかけとして県民の皆様一人一人に森林のことを考え、森林を守ることの大切さを理解し、森林づくりの行動に移していただきたいと思います。

### 森林資源の利用促進

森林づくりにともなって発生する間伐材などを有効に活用しています。



### 県民参画の推進

森林環境学習の機会の提供やボランティア活動を支援しています。



### ふくしまの森林文化復興

森林文化のくに・ふくしま県民憲章に基づき 21 世紀にふさわしいライフスタイルを実現していきます。



### 森林環境の適正な保全

荒廃が懸念される水源地域の森林や共生の場となる里山など、公益性が高い森林の整備を推進しています。



### 森林環境の調査研究

森林づくり推進に必要な調査研究を行っています。



### 森林環境基金の運営

森林環境税の透明な運営を確保するための基金の設置、第三者機関の運営や情報公開等を実施しています。



### 市町村が行う森林づくりの推進

市町村が住民の視点できめ細やかな森林づくりに取り組む財源として市町村に交付金を交付しています。



## なぜ、 県民一人一人が 参画する新たな森林 づくりが必要なの？

必要な手入れや利用が行われないまま放置される森林が増えており、森林の恵みを将来にわたって確保していくことが困難になるおそれがあります。

そのため、森林を荒廃から守り、健全な状態で次世代に引き継いでいけるよう、森林と人との関係を見直した「県民一人一人が参画する新たな森林づくり」が必要になっています。

間伐が遅れた人工林



林内が暗く、下草が生えないことから土砂が流出するおそれがあります。

間伐された人工林



下草や低木が繁り、災害防止の働きや水源のかん養の働きなどが高度に発揮されます。